

株式会社 井原組 行 動 計 画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、以下のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8年 1月24日 ~ 令和13年 1月23日までの5年間

2. 内 容

(1) 次世代法

目標1：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

(対策) 令和8年1月～ 育児休業取得者を随時フォローし職場復帰に向けていく。

育児休業取得率100%及び1箇月以上の育休取得を推奨する

目標2：子どもを育てる労働者を支援する

(対策) 令和8年6月～ 所定外労働時間を調査し制限を行う。又、始業・終業時刻を柔軟に対応する。
状況に応じ職務内容、時間を配慮する。

目標3：所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定する

(対策) 令和8年6月～ 全職員に対して、ノー残業デーに関する周知・啓発のための研修会を実施する。

目標4：年次有給休暇の取得の促進をする

(対策) 令和8年1月～ 全職員に対して、年次有給休暇の取得を促す。

目標5：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会を提供する

(対策) 令和8年1月～ 随時、若年者に対するインターンシップ等の就業体験を行う。

(2) 女性活躍推進法

目標6：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率50%以上、女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、取得率80%以上

(対策) 令和8年1月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討(代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など)・実施。

目標7：全社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月30時間未満とする。

(対策) 令和8年1月～ 所定外労働時間の把握、業務の見直し、必要に応じ個人面談を実施する。

目標8：小学校就学前の子を持つ社員を対象とする短時間勤務制度の対象を小学校就学中の子を持つ社員にまで拡大する。

(対策) 令和8年6月～ 制度設計、導入及び社員への周知を行う。